公共施設等総合管理計画

令和３年３月

岩内・寿都地方消防組合

はじめに

1　計画の策定目的　1
2　計画の策定内容　2

第１章　公共施設等の状況及び将来の見通し

1　保有する施設等について　3
2　消防施設等の現状　6
3　消防組合管内人口の状況及び今後の見通し　7
4　財政の状況　7
（１）歳入　7
（２）歳出　7
5　消防施設の維持管理・修繕等に係る経費について　9

第２章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1　計画期間　１１
2　全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策　１１
3　現状や課題に関する基本認識　１２
4　公共施設等の管理に関する基本的な考え方　１３
5　公共施設等の管理に関する基本的な実施方針　１３
6　フォロー体制に関する実施方針　１４

はじめに

１　　計画の策定目的

全国の地方公共団体では、人口減少に伴う経済縮小や労働力人口の減少、社会基盤整備や社会保障による財政の悪化などに伴い、公共施設の老朽化対策が大きな課題となっています。

この状況を鑑み、国から２０１４年４月（平成２６年４月）、地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）を策定するよう要請を受けているところです。

これを受け、当組合においても財政負担の軽減に取り組むとともに大規模災害に備え、組合保有施設の状況確認、施設の更新・改修について考えていかなければなりません。

この「公共施設等総合管理計画」は保有する公共施設をより効果的・効率的に有効活用し、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理を推進することを目的として策定するものです。

2　計画の策定内容

第１章　公共施設等の現況及び将来の見通し
　　1　保有する施設等について
　　2　消防施設等の現状
　　3　消防組合管内人口の状況及び今後の見通し
　　4　財政の状況
　　5　消防施設の維持管理・修繕等に係る経費について
第２章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針
　　1　計画期間
　　2　全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
　　3　現状や課題に関する基本認識
　　4　公共施設等の管理に関する基本的な考え方
　　5　公共施設等の管理に関する基本的な実施方針
　　①点検・診断等の実施
　　②維持管理・修繕・更新等の実施
　　③安全確保の実施
　　④耐震化の実施
　　⑤長寿命化の実施
　　6　フォロー体制に関する実施方針

※用語説明

1．公共施設：公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。

2．維持管理：施設、設備、構造物等の機能維持のための必要となる点検・調査・補修等をいう。

3．修　　繕：公共施設等を直すこと。
なお、修繕を行った後の効用が従前より大きいか小さいかを問わない。

4．更　　新：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。

（総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」より）

第１章　公共施設等の現状及び将来の見通し

１　　保有する施設等について

本計画で示す公共施設等に該当する施設は下記のとおりです。

●建物

No	資産名称	所管	所在地	取得年月日	延床面積（㎡）
1	岩内消防署庁舎	岩内消防署	岩内町字高台8番地1	平成20年10月10日	1,233.11
2	岩内消防署庁舎車庫	岩内消防署	岩内町字高台8番地1	平成20年10月10日	112.01
3	岩内基地局	岩内消防署	岩内町字高台8番地1	平成27年 3月26日	8.88
4	第3分団車庫	岩内消防署	岩内町字大浜43番地2	平成25年12月24日	58.72
5	第4･5分団車庫	岩内消防署	岩内町字野束115番地	平成29年12月28日	96.69
6	寿都支署庁舎（町）	寿都支署	寿都町字渡島町140番地1	昭和48年10月11日	381.15
7	寿都基地局	寿都支署	寿都町字渡島町140番地1	平成27年 3月26日	13.80
8	磯谷分団第1部格納庫	寿都支署	寿都町字磯谷町島古丹219番地	昭和59年11月30日	32.40
9	磯谷分団第2部格納庫	寿都支署	寿都町字磯谷町横澗1番地	昭和58年11月10日	32.40
10	歌棄分団第1部格納庫	寿都支署	寿都町字歌棄町266番地5	昭和54年12月20日	32.40
11	旧樽岸分団第1部格納庫	寿都支署	寿都町字樽岸町14番地2	昭和50年10月31日	33.12
12	寿都分団第2部格納庫	寿都支署	寿都町字大磯町18番地1	昭和49年11月30日	33.12
13	寿都分団第3部格納庫	寿都支署	寿都町字矢追町97番地2	昭和51年 8月30日	32.40
14	寿都分団第4部格納庫	寿都支署	寿都町字政泊町弁慶56番地	昭和52年11月15日	19.87
15	樽岸分団格納庫	寿都支署	寿都町字湯別町上湯別103番地4	昭和57年10月19日	31.53
16	能津登地区ポンプ格納庫	寿都支署	寿都町字磯谷町能津登83番地1	昭和50年10月31日	33.12
17	島牧支署庁舎	島牧支署	島牧村字泊83番地16及び83番地77	平成元年 1月26日	463.04
18	島牧支署車庫	島牧支署	島牧村字泊83番地77	平成23年 9月 9日	49.46
19	島牧基地局	島牧支署	島牧村字泊83番地77	平成27年 3月26日	13.80
20	第1分団車庫	島牧支署	島牧村字歌島347番地4	昭和50年12月31日	38.88
21	第2分団車庫	島牧支署	島牧村字本目292番地6	昭和54年11月30日	82.80
22	第2分団器具庫	島牧支署	島牧村字本目343番地3	昭和52年12月26日	24.30
23	第3分団車庫	島牧支署	島牧村字豊浜85番地4	昭和49年 4月 1日	32.40
24	第3分団器具庫	島牧支署	島牧村字栄磯88番地5	昭和54年11月30日	31.50
25	第5分団車庫	島牧支署	島牧村字元町195番地3	昭和53年12月10日	82.17

No	資産名称	所管	所在地	取得年月日	延床面積（㎡）
26	第6分団車庫（原歌）	島牧支署	島牧村字原歌126番地1	昭和48年11月30日	38.88
27	第6分団車庫（栄浜）	島牧支署	島牧村字栄浜367番地1	昭和49年12月20日	38.88
28	黒松内支署庁舎	黒松内支署	黒松内町字黒松内427番地1	昭和56年12月10日	553.50
29	黒松内支署庁舎車庫（増築）	黒松内支署	黒松内町字黒松内427番地1	平成30年12月17日	186.80
30	黒松内基地局	黒松内支署	黒松内町字婆沢45番地7	平成27年 3月26日	13.80
31	作開分団車庫	黒松内支署	黒松内町字北作開61番地	平成 2年11月 9日	72.00
32	中ノ川分団車庫	黒松内支署	黒松内町字中ノ川62番地35	昭和50年11月 1日	70.34
33	共和支署庁舎（町）	共和支署	共和町南幌似38番地2	平成 2年 3月 5日	470.25
34	共和支署庁舎車庫（増築）	共和支署	共和町南幌似38番地2	平成28年11月30日	91.83
35	第6分団第1格納庫	共和支署	共和町梨野舞納162番地111	昭和51年 9月30日	22.68
36	第6分団第2格納庫	共和支署	共和町前田111番地32	平成18年11月30日	38.88
37	第7分団第1格納庫	共和支署	共和町宮丘937番地1	昭和51年 9月30日	22.68
38	第7分団第2格納庫	共和支署	共和町宮丘261番地11	平成 4年10月26日	38.88
39	第8分団第2格納庫	共和支署	共和町発足18番地	平成 3年10月15日	38.88
40	第9分団第1格納庫	共和支署	共和町発足2112番地	平成15年10月30日	38.88
41	第1分団格納庫	共和支署	共和町小沢95番地11	昭和62年 6月13日	38.88
42	第2分団格納庫	共和支署	共和町国富858番地1	昭和63年 7月24日	38.88
43	第3分団格納庫	共和支署	共和町国富2番地13、2番地17	平成 5年11月 9日	38.88
44	第4分団格納庫	共和支署	共和町前田167番地1	昭和45年11月 1日	78.11
45	第5分団第1格納庫	共和支署	共和町老古美79番地9	昭和50年 8月21日	22.68
46	第5分団第3格納庫	共和支署	共和町老古美367番地1	平成12年10月20日	22.68
47	泊支署庁舎（町）	泊支署	茅沼村臼別191番地7	平成 3年 3月 8日	370.07
48	第3分団機具格納庫	泊支署	茅沼村字玉の川615番地11	平成 5年12月 6日	115.93
49	第4分団機具格納庫	泊支署	堀株村字渋井127番地6	平成元年12月11日	52.99
50	第5分団詰所車庫	泊支署	堀株村13番地3	平成 4年12月 1日	52.99
51	神恵内支署庁舎	神恵内支署	神恵内村95番地15	令和 2年 3月19日	518.83
52	第1分団格納庫	神恵内支署	神恵内村2番地5	昭和53年12月 7日	96.89
53	珊内消防格納庫	神恵内支署	神恵内村珊内57番地1	昭和52年 9月 6日	64.80
54	川白消防格納庫	神恵内支署	神恵内村川白	昭和51年11月30日	51.84

※　（町）については、町有財産を借用

（増築）については、増築年月日を記載

●工作物

No	資産名称	所管	所在地	取得年月日	保有数（基）
1	モーターサイレン	寿都支署	寿都町字渡島町140番地1	平成9年8月30日	1
2	鉄骨ホース掛塔	寿都支署	寿都町字渡島町140番地1	昭和49年12月5日	1
3	パンザマスト	黒松内支署	黒松内町字熱郛川	平成3年9月10日	1
4	パンザマスト	黒松内支署	黒松内町字黒松内223番地1	平成17年1月21日	1
5	パンザマスト	黒松内支署	黒松内町字北作開61番地	平成2年11月8日	1
6	パンザマスト	黒松内支署	黒松内町字中ノ川66番地3	平成13年8月22日	1
7	パンザマスト	黒松内支署	黒松内町字豊幌425番地4	平成5年8月28日	1

■各所管別における建物保有数及び延床面積

所管	保有数（棟）	総延床面積（㎡）	割合（%）
岩内消防署	5	1,509.41	24.0
寿都支署	11	675.31	10.7
島牧支署	11	896.11	14.2
黒松内支署	5	896.44	14.2
共和支署	14	1,003.07	15.9
泊支署	4	591.98	9.4
神恵内支署	4	732.36	11.6
合　　計	54	6,304.68	100.0

※令和元年度末　固定資産台帳より

2　消防施設等の現状

本計画において対象とする消防施設の現状を見ると、総延床面積の６９．６％（約４,３８６㎡）が新耐震基準での建築、残りの３０．４％（約１,９１９㎡）は旧耐震基準での建築となっています。

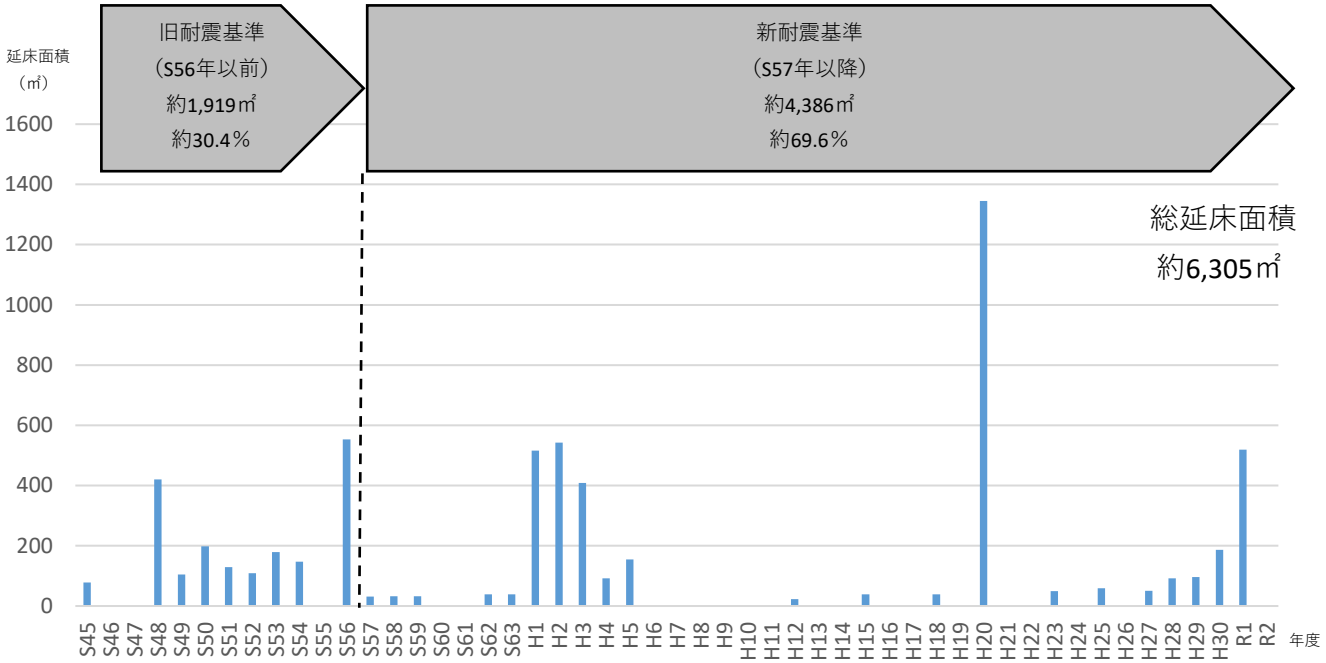

3　消防組合管内人口の状況及び今後の見通し

■消防組合管内の人口状況

国立社会保障・人口問題研究所が、平成２７年の国勢調査を基に平成３０年３月にまとめた将来推計人口によると、当消防組合管内の人口は平成２２年（２０１０年）の約３万２千人から徐々に減少傾向にあり、令和２７年（２０４５年）には１万５千人を下回ると見込まれています。　（図１）

図１

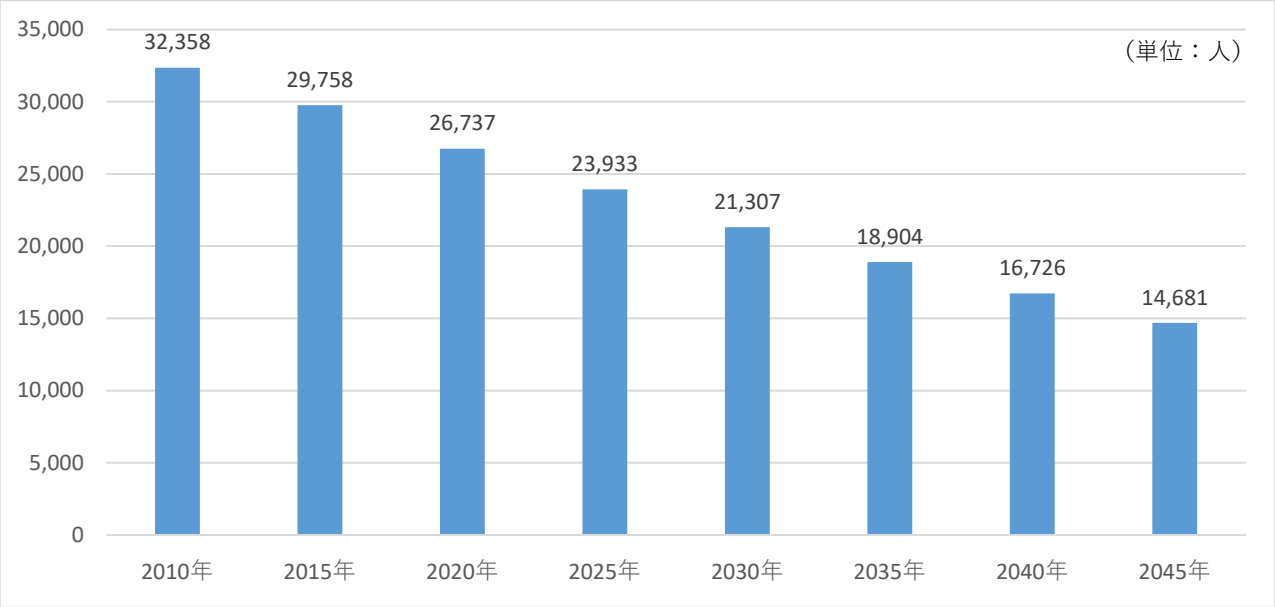

4　財政の状況

平成２２年度から令和元年度までの１０年間の一般会計推移は、以下のとおりです。

（１）歳入

当消防組合の令和元年度における歳入総額は１５億５千３百万円となっており、平成２６年度は消防救急デジタル無線の整備に伴い１７億８千５百万円、令和元年度は神恵内支署新庁舎建設に伴い１５億５千３百万円と突出しておりますが、全体としてはほぼ横ばいとなっています。（図２）

（２）歳出

当消防組合の令和元年度における歳出総額は１５億１千８百万円となっており、人件費の割合が最も高く、続いて普通建設事業費、物件費となっています。平成２６年度は消防救急デジタル無線整備、令和元年度は神恵内支署新庁舎建設のため歳出総額が増となっています。（図３）

図２（歳入）

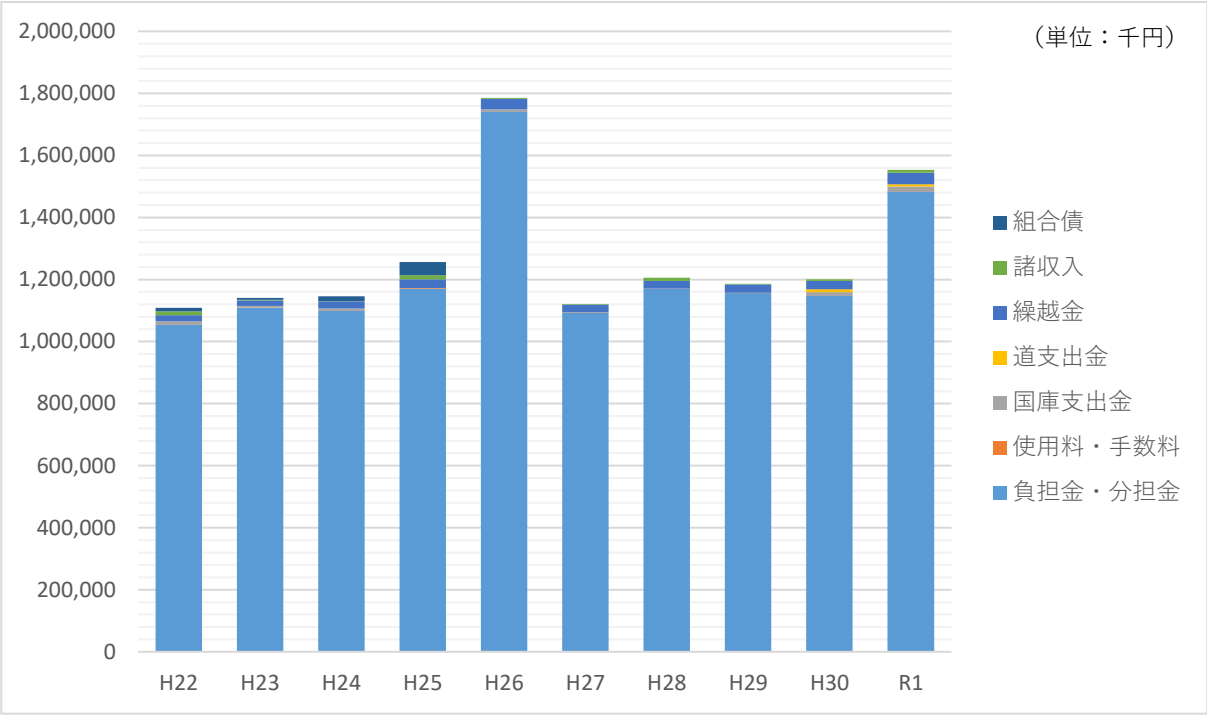
（単位：千円）
2,000,000
1,800,000
1,600,000
1,400,000
1,200,000
1,000,000
800,000
600,000
400,000
200,000
0
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
組合債
諸収入
繰越金
道支出金
国庫支出金
使用料・手数料
負担金・分担金

図３（歳出）

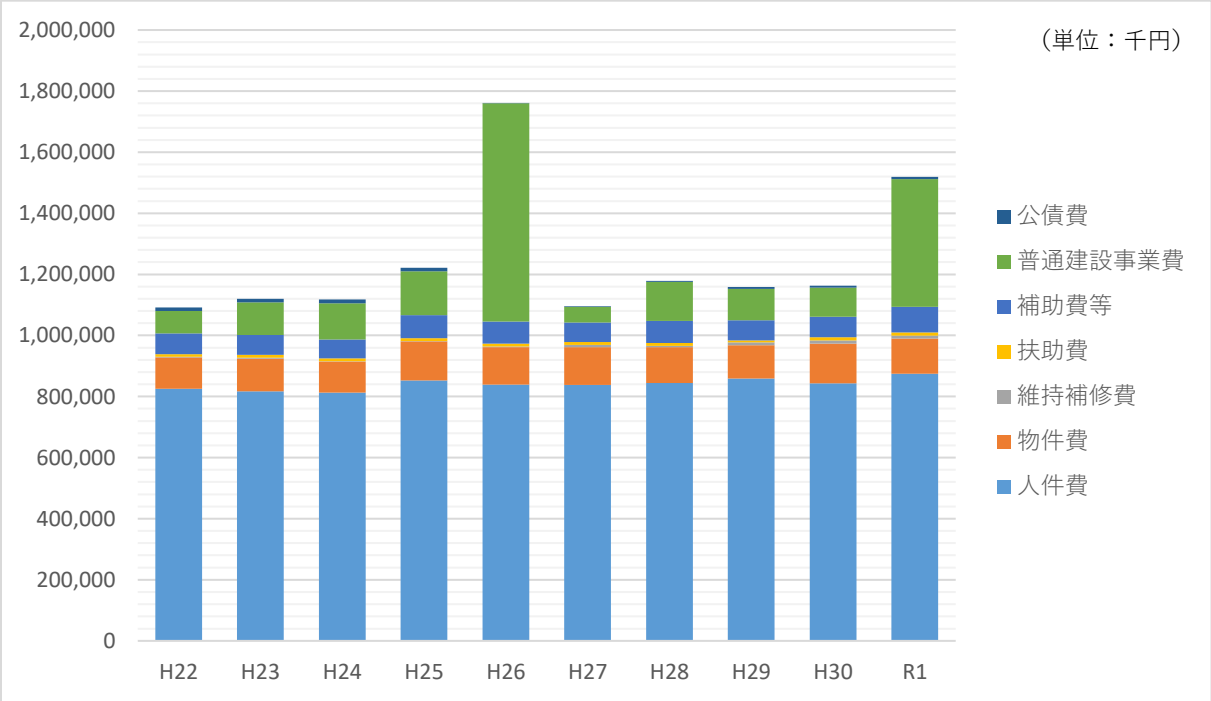
（単位：千円）
2,000,000
1,800,000
1,600,000
1,400,000
1,200,000
1,000,000
800,000
600,000
400,000
200,000
0
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
公債費
普通建設事業費
補助費等
扶助費
維持補修費
物件費
人件費

5　消防施設の維持管理・修繕等に係る経費について

（1）　改修・建替え費用等の将来推計

改修・建替えの試算にあたっては、公共施設等を現状のまま保有し続けた場合に必要な費用を算出しました。施設の改修・建替え単価の考え方の詳細は次のとおりです。

当消防組合の施設については、更新区分を「当初から改修未実施」・「築後３０年経過に伴う大規模改修」・「建替え」の３つに分けています。

☆　**『当初から改修未実施』とは・・・**

本計画策定時において、大規模改修や耐震補強工事等が必要であるにも関わらず、それらを実施していない施設については、令和１２年度までに大規模改修及び建替えを順次実施するものとして計上しています。

☆　**『築後３０年経過に伴う大規模改修』とは・・・**

計画期間内に順次、築後３０年を迎える施設で、築後３０年経過年度に大規模改修を行うものとして計上しています。

☆　**『建替え』とは・・・**

施設の耐用年数をRC造・S造・CB造・SB造は６０年、W造は３０年と構造別に設定し、施設が耐用年数を経過した場合に建替えるものとして計上しています。

【試算条件及び更新費用単価】

・鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）：建替え６０年／大規模改修３０年
・重量、軽量鉄骨造（Ｓ造）　　：建替え６０年／大規模改修３０年
・ブロック造（ＣＢ・ＳＢ造）　：建替え６０年
・木造（W造）　　：建替え３０年

（注）
・ＣＢ、ＳＢ造及びW造については、大規模改修なし。
・更新費用単価は「総務省公共施設等更新費用資産ソフト」を参考に試算
・施設の規模については現行の規模を維持したものとして試算
・大規模改修とは、屋上防水・躯体の補修（ひびわれ補修等）・外壁塗装等・タイル清掃及び張替え・鉄部塗装・給排水設備の改修、更新、電気等の修繕等、建物全体の補修を意味します。

図４

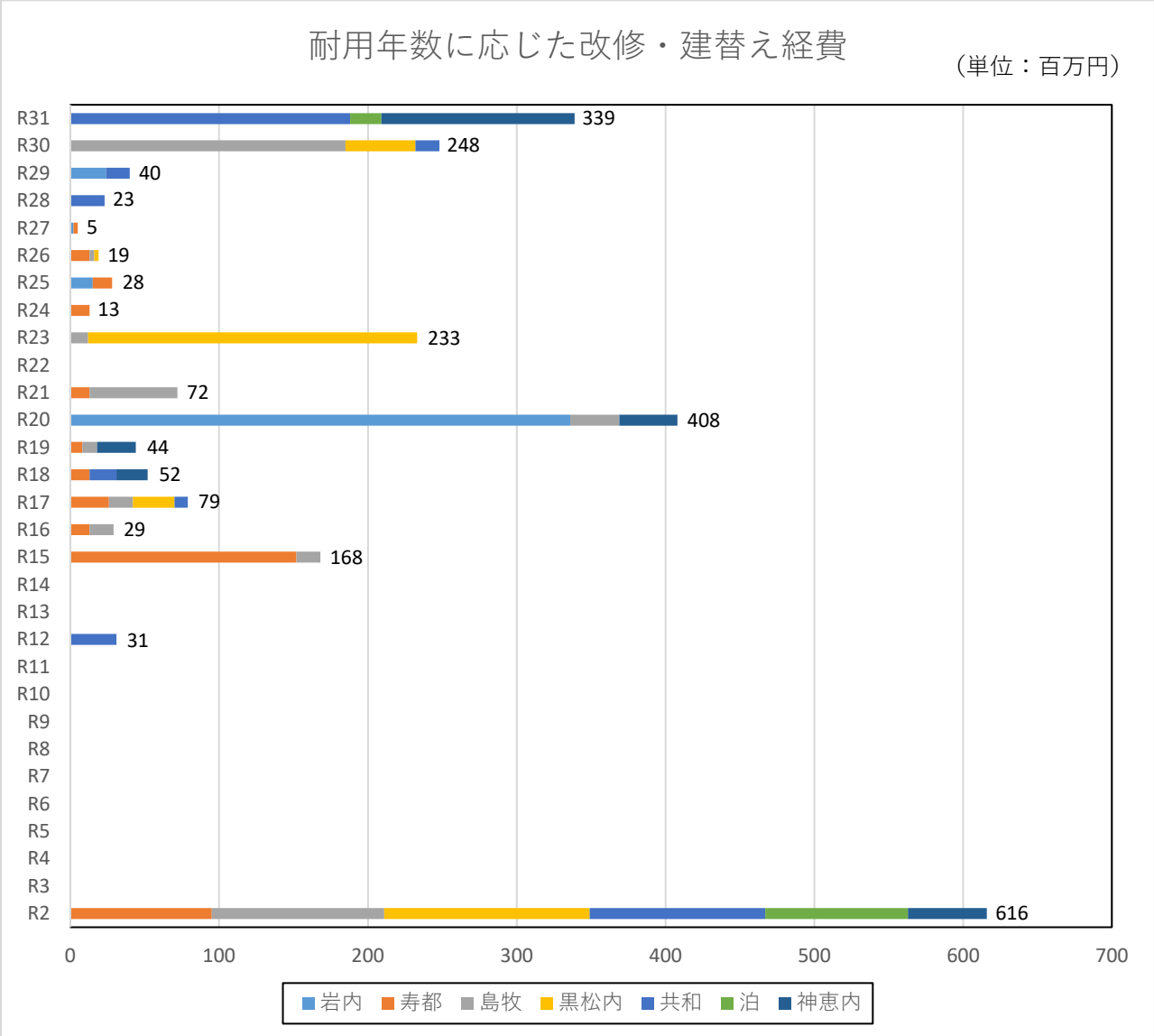

令和２年度から令和３１年度までの３０年間において大規模改修及び建替えが必要な施設の費用は、総額約２４億５千万、１年当たりの平均費用は、約８千２百万円となりますが、大規模改修及び建替えとなる目安年及び費用については、偏りが見受けられます。

したがってコストの平準化を図るため、定期的な診断と計画的な維持管理による、施設の長寿命化に取り組むとともに、大規模改修等については５年計画により行い、さらに建替えについては施設状況を見極め、更新年数を延期できるよう計画する必要があります。

また、地域事情や社会情勢の変化に鑑み、施設の統廃合や縮小化等、費用の軽減も図る必要があります。

第２章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

１　　計画期間

当組合の公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理については、老朽化を迎える公共施設等の増加と並行しながら、施設等の持続的な保持のための事業実施を基本とすることとし、計画期間は３０年間（２０２０年度から２０４９年度）とします。

また、個別の施設等の更新・統廃合等については、必要に応じて、施設ごとに個別計画を策定していくこととします。

２　　全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

（１）全庁的な公共施設の管理取組体制

公共施設等は、岩内消防署及び消防署各支署が管理していますが、総合的かつ計画的に管理する取組については消防本部を中心に実施することとします。

（２）情報管理・共有方策

戦略的に計画を推し進めるためには、施設の情報を適切な形で蓄積し、それらのデータを有効活用することが必要です。具体的には、施設の部材情報や劣化状況等の情報をもとにした点検・診断や、工事履歴等を踏まえた維持・修繕など、情報の有効活用を図るとともに、これらの情報に各管理担当者が容易にアクセスできる環境を整え、日常的な管理の場面から情報を活用していくことが重要となります。

３　　現状や課題に関する基本認識

（１）公共施設等の改修・更新等への対応

高度経済成長等の社会的経済的状況に対応するために建設してきた公共施設等が、今後老朽化の度合いを深めていくことに伴い、安全性の問題、機能劣化の問題等も深刻化します。今後も、消防行政サービスを適正なレベルで提供し続けていくためには、これら施設の維持管理をしていくことが予測され、計画的に対処していくことが必要であります。

健全な財政状況を維持するためには、改修・更新等にかかる費用を平準化させるとともに、投資費用を抑制することが必要であり、中長期的な視点による、戦略的な公共施設等の再編成・管理に取り組む必要があります。

（２）人口減少への対応

当消防組合管内の人口は減少を続けています。今後も人口減少は避けられないことに加え、年齢構成別に見ると、幼少人口・生産年齢人口の減少、老齢人口の増加による少子高齢化が一層進む厳しい予測になっています。

したがって、全体の人口減少だけでなく年齢構成別や地域別に見た場合に予測される人口の変化が、消防行政サービスに求めるニーズに対しどのように影響するか着目するとともに、他の社会情勢の変化によるニーズの変化も十分に考慮した上で、最適な施設のあり方を検討していくことが求められます。

（３）逼迫する財政状況への対応

今後、人口減少に伴う一般財源等の減少が予想されるため、公共施設等の維持管理のための財源確保が困難となることが見込まれます。

こうした厳しい財政状況の中で、国などの補助金の積極的な活用や、公共施設等の管理にかかる費用を縮減し、なおかつ機能の維持を図っていくことが大きな課題となります。

４　　公共施設等の管理に関する基本的な考え方

消防施設の損傷や老朽化は、重大な事故・障害リスクとなり、事前にその対処法を考えなければなりません。そのためには、耐用年数等を考慮し劣化診断等を計画的に実施し、施設等の状況を把握しながら、適切な時期に修繕や更新等を行うなど、突発的な財政負担の増加の未然防止に努め、常に正常な機能を維持し将来の財政負担の軽減と消防行政サービスの充実を図ります。

５　　公共施設等の管理に関する基本的な実施方針

（１）点検・診断等の実施

消防施設等の点検・診断等の実施にあたっては、利用後や事故等に伴う破損等を都度点検するほか、劣化診断等により経年劣化や外的負荷による損傷を把握し、施設ごとの保全の優先度を判断します。

（２）維持管理・修繕・更新等の実施

消防施設等の維持管理・修繕・更新等の実施にあたっては、当初の用途、性能及び機能の「維持保全」を実施するだけでなく、時代の変化に対応した施設の用途変更や機能改良を図る「改良保全」についても考慮することとします。

（３）安全確保の実施

点検・診断等により、消防施設の劣化が著しく高度の危険性が認められた場合や、老朽化等により共用廃止され、かつ、今後利用見込みのない消防施設については、共用廃止後、速やかに解体・撤去するなど、危険性を適切に排除して施設周辺の安全性を確保します。

（４）耐震化の実施

消防施設の耐震化の実施にあたっては、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有することが基本となります。

当消防組合では、耐震化未実施の施設が残っていますが、早急に対応し、さらに今後の施設の管理にあたっても、「災害応急対策の拠点としての機能維持」を図ることとします。

（５）長寿命化の実施

施設の劣化・損傷を早期に把握するため定期的な点検及び日常点検を行い、計画的に保全や改修を実施し、必要性を判断しながら速やかに応急処置を施すとともに、効果的・計画的な小規模修繕等を行うことで、トータルコストを削減し、長寿命化を図ることとします。

６　フォロー体制に関する実施方針

本計画の内容については、消防本部総務課が各署と連携しながら進捗管理を行い、必要に応じて議会や住民へ情報提供を行うこととします。
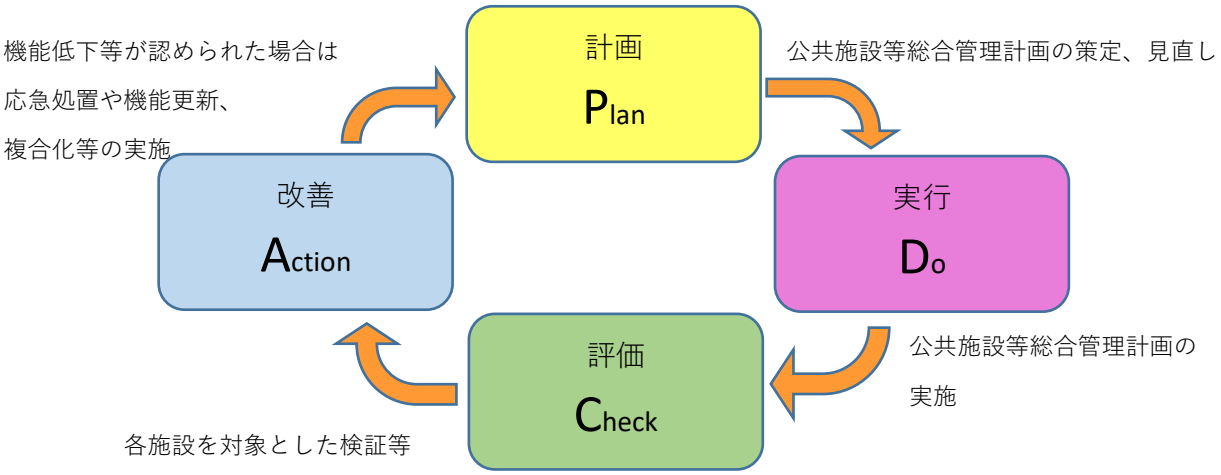
管理にあっては、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用して継続的に評価し、社会経済情勢及び消防環境の変化等に応じて計画の見直しを行い、当消防組合の整備計画へ反映していきます。